

## さいたま市告示第3号

さいたま市伝統産業等指定要綱第7条第1項の規定により、次の事業所を同要綱第4条第1項第2号の伝統的な工芸技術を継承する事業所として指定したので、同要綱第8条第1項の規定により告示する。

令和8年1月5日

さいたま市長 清水勇人

### 1 指定した伝統産業事業所

さいたま市伝統産業等指定要綱第4条第1項第2号に規定する伝統産業に属する事業所

指定番号	事業所名	種別	所在地
156	株式会社棟方	貴金属加工	西区湯木町2-11-2

### 2 指定の理由

さいたま市伝統産業等指定基準第5条に規定する指定基準を満たしており、その周知性や指定後の影響等を総合的に勘案し、上記事業所が伝統産業事業所としてふさわしいと認めたため指定した。

### 3 指定年月日

令和7年12月26日

### 4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課商業振興係
- (2) 電話 048(829)1364